

グリーン水素率先利用事業者認証制度の申請受付を開始

グリーン水素を率先して利用した事業者を認証します

東京都では、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化に取り組んでいます。エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化の両立を図るためにも、再生可能エネルギー電力由来の水素（グリーン水素）の活用促進は、とりわけ重要です。

この度、東京都内でグリーン水素を率先して利用した事業者を認証する制度の受付を開始いたしますので、お知らせします。意欲ある事業者の皆様を認証事業者として広く周知するとともに、グリーン水素の利用量に対する奨励金の支給を行いますので、ぜひご申請をお願いします。

グリーン水素率先利用事業者認証制度の概要（本日から申請受付開始）

対 象： 東京都内で前年度 1 年間に一定量のグリーン水素を利用した事業者等
 ※今回は、令和 5 年度における利用実績がある事業者を認証します。

認証区分	概要	要件		奨励金 ※基準額：300円/Nm ³
		期間	利用量	
オンサイト型 (地産地消)	再エネ電力を自ら作り出し、グリーン水素を都内の事業所内の施設で製造し利用	年間 2か月 以上の 利用実績	年間 100Nm ³ 以上の 利用実績	基準額の 2 / 3 × 利用量
オンサイト型	再エネ電力の供給を他者から受け、グリーン水素を都内の事業所内の施設で製造し利用			基準額の 3 / 5 × 利用量
オフサイト型	国内で製造されたグリーン水素を調達し、都内の事業所内の施設で利用 ※ZEV（EV車両若しくはFC車両）での運搬 ※それ以外の方法で運搬した場合は、温室効果ガス排出量のオフセットが必要		年間 500Nm ³ 以上の 利用実績	基準額の 1 / 2 × 利用量

備 考： 当該事業所内において申請事業者が利用したグリーン水素が対象となります。
 （※水素ステーションは対象外となります）

認証の有効期間は当該年度限りです。（前年度の実績に応じ毎年度認証します）

認証企業が使用できるロゴマークを用意しています。

奨励金の支給については別途ご案内します。

受付期間： 令和 6 年 4 月 30 日（火）から同年 7 月 31 日（水）まで

応募方法： 募集要領等の詳細はホームページをご覧ください。

URL：https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/energy/greenhydrogen_certification_system/index.html

※ グリーン水素率先利用事業者認証制度 ヘルプデスク
 電 話：03-6374-2223（直通）

〔受付時間：9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く）〕

メール：greenhydrogen@chugai-tec.co.jp



グリーン水素率先利用事業者



[HP]
QRコード